HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	私的利用を目的とする音楽著作物のテープ録音　－西独著作権法５３条５項制定の経緯－
Author(s)	半田, 正夫
Citation	北大法学論集, 17(2), 87-109
Issue Date	1966-11-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16073
Type	bulletin (article)
File Information	17(2)_p87-109.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

私的利用を目的とする音楽著作物のテープ録音

——西独著作権法五三条五項制定の経緯——

半田正夫

目次

一　序
二　GEMAの回章をめぐる争い
三　「テープ録音事件」に関するBGH一九五五年五月一八日判決の概要
四　「テープ録音事件」のその後の経過
五　立法過程
六　残された問題

本稿に使用した主要文献とその略語表

Auerswald＝Auerswald, Über die urheberrechtliche Bedeutung der Benutzung von Magnettongeräten zum persönlichen Gebrauch, in：Magnettongeräte und Urheberrecht, 1952.

Baum, Rechtsgutachten＝Baum, Rechtsgutachten, in：Magnettongeräte und Urheberrecht, 1952.

Baum, Bemerkungen＝Baum, Zusätzliche Bemerkungen, in：Magnettongeräte und Urheberrecht, 1952.

Begründung＝Begründung des Regierungsentwurfes, Bundes-

tags-Drucksache IV/270.

Bemerkungen=Erläutende Bemerkungen zu dem Ministerialentwurf eines Gesetzes über Urheberrecht und Verwandte Schutzrechte, Entwürfe des Bundesjustizministeriums zur Urheberrechtsreform, Verlag Bundesanzeiger, 1959.

Bussmann=Bussmann, Gutachten, in : Magnettongeräte und Urheberrecht, 1952.

Conradt=Conradt, Verfassungsrechtliche Bedenken gegen § 53 Abs. 5 des Urheberrechtzgesetzes v. 9•9•1965, NJW 66, 919.

de Boor, Gutachten=de Boor, Gutachten über Magnetophon und Urheberrecht, in : Magnettongeräte und Urheberrecht, 1952.

Flume=Flume, Die private Tonbandaufnahme-Rechtsvergleichung und Urheberrechtsabkommen, JZ 64, 314.

Hubmann, Anmerkung=Hubmann, Anmerkung, über Schulze BGHZ 112.

Hubmann, NJW=Hubmann, Das neue Urheberrecht, NJW 65, 2129 ff.

Hubmann, Urheberrecht=Hubmann, Urheber-und Verlagsrecht, 1959.

Kleine, JZ 64=Kleine, Die Regierungsvorlagen zur Urheberrechtsreform und das geltende Urheberrecht, JZ 64, 1.

Kleine, JZ 66=Kleine, Bemerkungen zum neuen Urheberrechtsgesetz, JZ 66, 289.

Metzger=Metzger, Die private Tonbandvervielfältigung, GRUR 66, 253.

Möhring=Möhring, Gutachten, in : Magnettongeräte und Urheberrecht, 1952.

Reichard=Reichard, Die Vergütungspflicht für private Tonbandaufnahmen nach dem neuen Urheberrechtsgesetz, Ufita 65, 84 ff.

Reimer, Rechtsgutachten=Reimer, Rechtsgutachten, in : Magnettongeräte und Urheberrecht, 1952.

Reimer, Nachtrag=Reimer, Nachtrags-Gutachten, in : Magnettongeräte und Urheberrecht, 1952.

Runge=Runge, Gutachten über das Selbstaufnahme in seinen Beziehungen zum Urheberrecht, in : Magnettongeräte und Urheberrecht, 1952.

Schulze, Kommentar=Schulze, Urheberrechtzkommentar, 1962.

Ulmer, Einleitung=Ulmer, Einleitung, in : Magnettongeräte und Urheberrecht, 1952.

Ulmer, Ufita=Ulmer, Das neue deutsche Urheberrechtsgesetz, Ufita 65, 18 ff.

Ulmer, Urheberrecht=Ulmer, Urheber-und Verlagsrecht, 1960.

一　序

一　著作物はそれを創作した著作者の権利財となると同時に、人類共通の文化遺産を形成するものである。このような著作物のもつ二面性は、当然に、私権としての著作権に一定の制限のあることを予測させる。著作権が社会的拘束に基づく一定の制限をその内在的制約として是認せらるべき権利である、といわれるのはかかる理由によるものである。このような著作権の制限の例として、各国は、著作物の私的利用[1]、教育目的のための使用[2]、官公庁による特定の目的のための使用[3]などを挙げ、これらについては著作者の許諾を要しないとし[4]、さらには著作権に保護期間を設けて期間経過後の自由利用を承認している。

したがってこの例にならえば、いま本稿で取り上げようとしているテープレコーダーによる音楽著作物のテープ録音も、これがテープレコーダー占有者の家庭内で専ら私的利用のために録音・再生される場合には、著作権の制限の一例にあたるものとして、著作者の許諾を要することなく自由になしうると解されなければならないであろう。

二　この点について、わが著作権法は「発行スルノ意思ナク且器械的又ハ化学的方法ニ依ラスシテ複製スルコト」を条件として利用者の自由利用を認めており（三〇条二項一号）、この規定の趣旨からすれば、音楽著作物のテープ録音はたとえそれが私的利用を目的とするものであっても著作者の許諾がなければ許されないことになる。だが、この規定に対しては「今日における複写装置、録音装置等の発達・普及により実状に即しないものとなっており、複製手段を手写等に限定するのは適当ではない」[5]との批判が加えられている。その結果、昭和四一年四月二一日の著作権制度審議会答申は、「〈器械的または化学的方法〉によらないことを条件とする現行法を改め、複製手段を問わず、発行する意思がないこと、営利の目的を有しないこと、もっぱら私的な利用に供する目的であること等を基準として、個人的使用および家庭内その他特定かつ閉鎖的な範囲における使用についての自由利用を認めることとするのが適当である」[6]との結論を出している。したがってこの方向で著作権法の改正が行なわれるならば、わが国においても他の立法例と同様に、私的利用のための音楽著作物のテープ録音には著作権者の許諾を要しないものとなるであろう。

三　だがここで注意しなければならないのは、このような著作物の自由利用の範囲を拡大することによって、著作者の利益を不

当に侵害するような結果が生ずることを、できるかぎり排除しなければならないという点である。近年における機械技術の進歩は私的利用のための複製手段をも高度化した。テープ・レコーダーは、フォト・コピーと並んで、その最も典型的なものである。これは必然的に、私的利用のための複製手段として手写のみが考えられていた時代の「著作権の制限」の規定に再考を迫ることとなろう。とくにテープ・レコーダーの場合、その操作の簡単なこと、録音効果が完璧に近くなりつつあること、などの事由により、一般家庭への普及の度合は実にめざましいものがあり、その結果、私的利用を目的とする音楽著作物のテープ録音のために、著作権者の財産的利益が――レコードの売行きの減少などにより――著しく損われるという事態も生じかねない現状である。将来、録音技術がいっそう進歩し、またこの機器の価格が低廉になればなるほど、かかる危惧はますます増大することが予測される。かような事態を放置しておいては著作権者の利益保護を第一目的とする著作権制度の趣旨に著しく反する結果となろう。したがって著作権法改正の際には、単に、著作物の自由利用の範囲を拡大して、私的利用のための著作物のテープ録音に著作者の許諾を要しないとするだけにとどまらず、それと同時に著作権者の財産的利益の喪失を防ぐためにはどのような手段を講じたらよいか、を慎重に検討する必要があるように思われる。

四　この問題に関して充分な配慮をなした唯一の立法例は、一九六五年制定の西独著作権法（Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte vom 9. September 1965）である。[7][8] 同法は、著作物の私的利用に著作者の同意を要しないとの原則を掲げたのち（五三条一項）、五三条五項で次のように規定する。

「著作物の種類により、放送を録画物（Bildträger）または録音物（Tonträger）に収録し、または録画物、録音物に転写することによって、私的利用のために複製されることが予想される場合には、その著作物の著作者は、そのような複製の実施に適した機器の製作者に対して、かかる機器を販売することにより生ずるかかる複製の可能性のために、報酬の支払を請求する権利を有する。機器がこの法律の施行区域内で製作されたものでない場合には、機器をこの法律の施行区域内に業として輸入した者が製作者と並んで連帯債務者となる。ただし、かかる機器がこの項に掲げる複製の実施のために、この法律の施行区域内では用いられないことが各般の事情から明らかであるかぎり、請

求権は管理団体（Verwertungsgesellschaft）を通じてのみ行使することができる。報酬としては、各権利者に、製作者が機器の販売から得た収入の相当な部分が与えられるものとするが、第八四条、第八五条第三項および第九四条第四項の規定に基づく権利を含め、全権利者の報酬請求権の総額は、機器の販売収入の百分の五を超えることはできない」(9)

この規定は、従来施行されていた一九〇一年の「文学的および美術的著作物の著作権に関する法律」（LUG）一五条が

「① 権利者の許諾なき著作物の複製（Vervielfältigung）は、その方法の如何を問わず、一部たると数部たるとを問わず、許されない。

② 私的利用のための複製（Vervielfältigung zum persönlichen Gebrauch）は、それが財産的利益の取得を目的としないかぎり許される。」

と規定していたのを、とくにテープレコーダーによる私的利用のためのテープ録音を考慮して変更したものであり、しかも、この点の改正は、著作権法の改正作業中、最も争われた問題のひとつであることが指摘されている。

そこで本稿では、このような規定の大幅な改正がなにを機縁とし、どのような過程を経て制定されたか、その経緯について検討し、さらに今後に残る問題点を指摘して、わが著作権法改正のひとつの資料としたい。

(1) たとえば、イギリス（六条一項、九条一項）、フランス（四一条一号、二号）、イタリア（六八条）、オーストリア（四二条）、トルコ（三八条）など。

(2) ベルス条約ローマ規定（一〇条）、ブラッセル規定（一〇条二項）のほかイギリス（六条六項、四一条）、フランス（四一条三号）、イタリア（七〇条）、オーストリア（四五条一項、二項、五一条、五四条三号、四号）、トルコ（三三条一項、三四条）など。

(3) たとえば、イギリス（六条四項、九条七項、一三条六項、一四条九項）、イタリア（六七条）、オーストリア（四一条）、トルコ（三〇条）など。

(4) そのほかにも、学術研究の目的のための使用、慈善目的のための使用、図書館におけるマイクロ・フイルムによる複製などが著作権の制限の例として各国であげられている。

(5) 著作権制度審議会答申説明書（昭和四一年七月）四一頁参

照。

（6）著作権制度審議会答申（昭和四一年四月）一四頁。

（7）西独以外の各国では私的テープ録音は著作者の許諾を要しないものと考えているようである。Vgl. Flume, JZ 64, 314 ff.

（8）西独の新著作権法は一九六六年一月一日より施行されている。

（9）この規定の訳は、著作権資料協会・ドイツ連邦共和国著作権及び隣接権に関する法律（資料3）に拠った。

二　GEMAの回章をめぐる争い

一　音楽的著作物の著作者から演奏権および機械的複製権の管理を委ねられているGEMA（Gesellschaft für müsikalische Aufführungs-und mechanische Vervielfältigungsrechi）は、一九五〇年三月、テープ・レコーダー製作者および販売業者、劇場等に回章を発し、ラジオ放送またはレコード演奏をテープ・レコーダーによって録音することは、著作者の権利、レコード製作者および放送企業者の権利を侵害するものである旨を警告した。

これに対しテープ・レコーダーを製作しているある電機会社は、ライマー（Reimer）の意見書を根拠にこれに反論を加えた。ライマーの見解はおよそ次のとおりである。GEMAの回章はLUG一五条二項に言及していないが故に不完全である。同条によれば当然に、テープ・レコーダーの買主は自己の家で放送を録音し、これを再生する権利を有するし、また同様に、レコードをテープに吹込むことも許されるのである。またさらに、テープ・レコーダーの販売業者が彼の店内で顧客のために録音・再生してみせることも著作権侵害とはならないといわなければならない。(1)

このようなライマーの意見に対し、GEMA側に立つバウム（Baum）は次のように反駁した。回章がLUG一五条二項に言及しなかったのは、音楽著作物のテープ録音が同条項に該当しないと考えたがためである。すなわち、一九〇一年の著作権法の制定の際に、私的目的のための演奏の固定を自由にするか否かについて立法者は全く考慮していなかったのである。とくにレコードまたは放送をテープ・レコーダーによって録音する場合にそういえる。したがって同条項の解釈にあたっては、立法者の顧慮していないこれらの複製方法を同条項にいう複製に含めるのは妥当ではなく、著作物の単純な複製――たとえば筆写――しかカヴァーしないものと考えるのが相当である。(2)

バウムの見解に対し、ライマーはさらに再反論を試みている。一九〇一年の法制定の際に立法者はレコードについてはほとんど

考慮に入れず、また放送については全く考慮に入れていなかったという点については正当である。だが、ＬＵＧ一五条二項は新しい技術の種々の形態にすでに適用されており、これまでこの規定の適用領域が一九〇一年当時の技術の発展段階だけに制限されるとは誰も考えてはいなかったものである。したがって、この規定を限定的に解する必要はない。一五条二項の意味は、著作者の権利が他人の私的領域に侵入しえないことを示すにすぎず、それ故に、著作物を家の中で私的利用のために使用する場合には、たとえそれがどのような種類の複製であれ、利用者の自由になしうるものと解さなければならない。つまり、同項は著作物をペンやタイプライターで複写するか、あるいはより現代的な技術手段により複製するかに全く無関係に適用されるのである。(3)

この見解に対してバウムは再び反駁を加えて次のようにいう。ＬＵＧ一五条二項を制限的に解釈すべきことについては学説・判例ともに争いのないところである。そして判例理論によれば、法制定の際に既に知り、または知りうべかりし複製手段についてのみこの規定が適用されているのであるから、一九四七年スイスで開発されたテープ・レコーダーによる録音をここに含めるのは不当であり、同条項の適用はないものといわなければならない。(4)

二　以上述べたところから明らかなように、ＧＥＭＡの回章に端を発し、バウム対ライマーの論争に発展したＧＥＭＡと電機会社との争いは、私的利用のための音楽著作物のテープ録音がＬＵＧ一五条二項にいう複製（Vervielfältigung）に含まれるか否かのただ一点に問題が集約された感が深い。この問題についてはバウム、ライマー以外にも意見を述べた者は多い。だが、これらの意見は、理由づけに相違こそあれ、結論においてはバウムまたはライマーのいずれか一方にくみしている。いまそれぞれの論拠を整理すれば大要次の如くなる。

(イ)　ＬＵＧ一五条二項の「複製」にはテープ録音が含まれないとする説の論拠

(i)　複製と改作（Bearbeitung）とは厳密には区別すべきである。一五条二項で著作物利用者の自由利用が許されているのは、複製であって改作ではない。いま問題となっている著作物のテープ録音は改作と解すべきであり、同法一二条二項五号によって常に著作者の許諾を要するものとみなければならない（ルンゲ）。(5)

(ii)　一五条二項は一項の例外規定であり、それ故に狭く解釈しなければならない。解釈の基準は法の目的および立法者の意思によらなければならないが、一九〇一年の立法当時、立法者の念頭

においた一五条二項の複製の概念にはテープ録音は入っていなかったのであるからこれを除外すべきである（メーリング）。[6]

(iii) 立法当時、立法者が一五条二項の複製に該当すると考えたのは、音楽著作物についていえば楽譜の筆写だけである。もしかりにテープ録音が楽譜の筆写と同程度の著作物利用方法であるならば、同項の適用の可能性は一応考えることができる。だが、両者の間には、①筆写の場合には音譜を充分に理解しうる人によってのみ利用されるのに対し、テープ録音の場合にはテープ・レコーダーを操作しうるすべての人によって利用できるものであって、両者利用者の範囲に差異があること。②筆写の場合、それが公演に利用される危険性が少ないのに対し、テープ録音の場合、いつでも再生して演奏することが可能であるために公演に利用される危険性が前者に比し著しく大であって、かかる経済的利益取得のための著作物利用に対して著作者がコントロールを加えることは不可能に近い、ことなど内容的に大きな相違があるから、一五条二項の複製の中にテープ録音を加えるべきではない（デ・ボーア、メーリング）。[7]

(iv) 一五条二項の複製は有形的複製のみを意味し、無形的複製(Wiedergabe)を含んでいない。ところがテープ録音は著作物をテープに有形的に固定するばかりでなく、機械の性質上当然に再生、つまり無形的複製を含んでいる。したがって、テープ録音は一五条二項の複製概念の範囲を超えるものであって、これとは区別して考えなければならない（ルンゲ）。[8]

(ロ) ＬＵＧ一五条二項の「複製」にはテープ録音が含まれるとする説の論拠

(i) 立法者が一五条二項を規定するにあたって、利用者が著作者の承諾なしに著作物から経済的利益を得ることを防止し、著作者を保護しようとしたことに主眼をおいていたことは、その提案理由から明らかである。とすれば、同項の適用如何は、複製概念をどう把えるかによって決せられるものではなく、むしろ著作物の利用者がそれによって経済的利益を取得しようという目的を有しているか否かによって決せらるべき問題である。したがって私的利用のための音楽著作物のテープ録音は、経済的利益を取得しようという目的を有しないが故に同項の適用ありと解すべきである（ブスマン）。[9]

(ii) 一五条二項の複製は有形的複製のみを意味し、演奏による無形的複製を含まないが故に、再生装置によって容易に演奏しうるテープ録音は同項の複製ではないとする見解があるが、楽譜の

筆写の場合も最終的には演奏を目的とするのであり、かかる目的の点からみるならば両者区別する必要はない（アウエルスヴァルト）。[10]

(iii) テープ録音は取引能力あるが故に一五条二項の適用を排除しようという見解があるが、これは、私的利用のために製作された録音が有償または無償で移転、上演、放送、その他の方法により利用され、これに著作者のコントロールが及びえなくなることを危惧しての意見である。だが、請求権の実行が困難であるという理由で請求権の存在を否定することができないのと同様に、私的利用のためという許された範囲を逸脱した行為が生じた場合に、そのコントロールが困難であるというだけで行為全体を否定することはできないものだといわなければならない（アウエルスヴァルト）。[11]

三　このように私的テープ録音の問題は以外なほどに大きな反響をまきおこしたが、肝心のGEMAと電機会社の争いは、結局、電機会社は販売したテープ・レコーダーにつき一定の報酬をGEMAに支払うこと、他方GEMAはテープ・レコーダーの占有者による非営利的複製および再生に対して報酬請求権を行使しないこと、の約定で和解が成立し、終局的な解決をみないまま事件は落着した。[12] ところが、これとは別の、あるテープ・レコーダー製作会社がGEMAの警告に反対し、ここに著作権法上著名な「テープ録音事件」に関するBGH判決が出ることとなった。

(1) Reimer, Rechtsgutachten, S. 15 ff.
(2) Baum, Rechtsgutachten, S. 29.
(3) Reimer, Nachtrag, S. 33 ff.
(4) Baum, Bemerkungen, S. 37 ff.
(5) Runge, S. 65 ff.
(6) Möhring, S. 86.
(7) de Boor, Gutachten, S. 103 ; Möhring, S, 87.
(8) Runge, S. 67.
(9) Bussmann, S. 122 f.
(10) Auerswald, S. 154.
(11) Auerswald, S. 164 f.
(12) Ulmer, Einleitung, S. 9.

三　「テープ録音事件」に関するBGH一九五五年五月一八日判決の概要[1]

〈事　実〉

原告はGEMA、被告はテープ・レコーダーの製作会社。

被告は自己の製作になる多目的使用のテープ・レコーダー（この機器にはラジオ、レコード、マイクという記号のついたキーが備えられており放送やレコードの録音が可能であった）をポスターその他で宣伝するに際し、次のような文句を使用していた。「新聞記者が報道価値のあるもの、興味のあるものすべてを書きとるように、このG-Reporterは、あなたのお気に入りのもの、あなたが記憶に留めたいと考えるものすべてを音で保存することができます。たとえば、ラジオであなたの好きなメロデイが流れてきたときに、あなたはそれをテープで録音することができます。……レコードの複製のために接続ソケットもついております。」さらに説明書には、ラジオやレコードをテープに録音する方法についても記されていた。

一方原告は、既に述べた如く、テープ・レコーダーの私的利用は原告の同意なくしてはなしえないとの見解をとり、レコード会社と共同で回章を作成し、各テープ・レコーダー製作会社、取扱販売店その他に通告した。その結果、被告以外の製作会社は販売したテープ・レコーダーにつき一定の報酬を原告に支払うことに同意したが、被告だけは拒絶した。

そこで原告は、原告のレパートリーに属する音楽著作物の録音・再生の際には原告の同意を必要とする旨を買主に告げることなしにテープ・レコーダーを販売してはならないとの不作為請求その他を主張して訴を提起した。LG、KGともに原告勝訴、被告上告、原告附帯上告。上告一部認容、附帯上告棄却。

〈判　旨〉(2)

一　著作権上保護される著作物を私的利用のためにテープ録音する場合に著作者の同意を必要とするか否かの問題の解決は、かかる特種な複製の方法がLUG一五条二項の適用を受けるか否かにかかっている。

二　自己の家で再生・演奏するためのテープ録音は、言葉の意味からいえばたしかに私的利用のための複製であり、一五条二項に当然含まれる。ただ、この規定の適用に際し注意しなければならないのは、著作権法制定当時、各家庭で技術的知識をなんら要することなく簡単な機械の操作によりあらゆる種類の演奏をテープ録音するという可能性が全く知られていなかったという点である。もっとも当時、録音する方法はあるにはあった。だが、その録音は多くの費用がかかり、面倒で、特殊の知識を必要とするものであったため、私的利用のために各家庭で用いられるとは立法者の夢想だにしなかったところである。したがって私的利用のた

めのテープ録音は、立法者の表象領域外の事実関係が問題となっているということができる。かかる新しい事実関係の取り扱い如何は一五条二項の規定そのものからは直接なんの結論もえられない。結局、同項の規定の意味と目的とによって決しなければならず、その際たとえ文言に反するような解釈になっても差支えないものと考える。

三　そのためにはまず、一五条二項は著作権を支配する基本思想の例外となるものなのか、あるいはこれら著作者の支配権にはおのずから限界があることを示すものなのか、について検討されなければならない。

かって著作権に特許制度が採られていた時代においては、著作物の経済的利用をなしうる権限は、立法者によって与えられた範囲内に限り著作者に帰属すると考えられていた。だが、このような考えは、現代の著作権において、著作者の利用権能は精神的所有権により派生したものであると一般に解されるにいたって除去されている。この精神的所有権論によれば、著作者の著作物に対する支配は立法者によってはじめて与えられるものではなく、事物の本性から、すなわち、精神的所有権から当然に導き出された結論であり、実定法は単にこれを確認したにすぎないものと考えている。

著作権を支配するこのような基本思想は著作権法規の解釈の際に常に考慮されなければならない。

したがって立法者が、著作物の上演、上映、演述に関する著作者の排他的利用権の及ぶ範囲を「公の」行使だけに制限していることから、著作物の私的利用に関しては著作者の介入の余地はないと解することはできない。これは、著作物利用の特殊性から、私的利用に著作者に対する報酬支払義務なしとしても著作者に多大の損失を与えることにはならない点を立法者が顧慮したにすぎないものと解すべきである。したがって、もし家庭内における著作物の利用によって利用者がなんらかの収益をあげるならば、著作者はこの者に報酬支払を請求することができるであろう。それ故に、著作物の私的利用の場合、常に著作者に対する報酬の支払を必要としないと考えるのは、問題の核心をついていないといわなければならない。

かりに利用者の私的領域が著作者の権能—とくに報酬請求権—にとって超えがたい限界を形成するという論理を正しいとするならば、著作者は主として利用者の私的利用のためにつくられたあらゆる著作物（とくに文学的著作物）から経済的利益を得ること

ができなくなってしまう。機械技術が進歩して、営利企業によってつくられた複製物と同程度のものが、たいした費用や労力を要することなく家庭内で簡単につくれるようになるととくにそうである。

このように考えてくると、著作物の利用が専ら利用者の私的領域に限られるとき、著作者に報酬を支払う必要がないとする見解は、著作権上の基本原則に適合しないということになろう。

以上の叙述から明らかにされたことは、一五条二項の複製の自由は、本来、著作物の利用より生ずるあらゆる収益は――それがたとえ私的利用から生じたものであっても――すべて著作者に帰属すべきであるという著作権の基本思想の例外をなすものであるということである。したがって、かかる著作権に対する制限は、その本来の意味および目的をこえて拡張されてはならない。

四　この例外規定のねらいとする目的については、法制定当時に存在した事情だけから判断されなければならない。一五条二項に関する立法者の意図は、音楽著作物についていえば、資力のない演奏家に対して筆写による楽譜の複製を自由にするという点にあったのである。すなわち、楽譜の筆写はその読みにくさのため営利的に利用されるとはとても考えられなかったばかりか、多数の楽器を必要とする複雑な楽曲の場合にはおよそ不適当なものであったがため、著作者の同意を要しないとしても著作者の経済的利益を著しく侵害することにはならないし、他方楽譜を購入できない者に筆写を認めることは音楽の奨励という社会的目的に合致すると考えたためである。

したがって、一五条二項は私的利用のためのテープ録音にも適用されなければならないとする被告の主張は、上述の一般的意味からも、また資力の乏しい演奏家を保護するというこの規定の特殊な目的からも認めることはできない。なぜならば、このテープ・レコーダーは高価なものであるから、この機器によるテープ録音を、たとえ私的利用のためとはいえ認めるとすれば、一五条二項の意図するところから離れて、社会的保護を必要としない層の者だけを保護することになるからである。

五　以上のように、テープ・レコーダーによる音楽著作物の私的利用のためのテープ録音が、一五条二項規定の際の立法者の意図した目的をこえるものであると解するとき、次に、かかる著作者と著作物を利用する公衆との間の利害の相対立する場面において、後者が前者に優先すると解して一五条二項の適用を認めることが、はたして妥当かどうかを利益衡量の点から検討されなけれ

ばならない。

著作権を支配する保護思想によれば、技術の発展によって生ずる著作物の新しい利用方法は著作者に帰属すると解さなければならない。たとえ被告が主張する如く、私的利用のためのテープ録音が、レコード製作者や楽譜出版業者より得られる著作者の収益を減少せしめるものではなく、新しい且つ附加的な音楽的需要をみたすにすぎないとしても、著作者はこれらの複製から報酬を受けえないことによって、著作権上是認されえぬ経済上の損失を受けることであろう。しかもテープ録音は、レコードの如き営利的複製物と同じくらい完全なもので且つ永続性のあるものであるから、無制限に取引能力があり、したがって立法者が考えていた筆写による複製と比較すると、著作者の危険性は著しく増大しているといえる。このような著作者の経済的利益の危険性は著作権保護思想に反するものであり、利用者の私的領域に対する著作者の干渉を排除したいと欲する利用者の利益は著作者の利益の背後におかるべきである。(3)

(1) BGHZ 17, 266=Schulze BGHZ Nr. 15.

(2) 本判決の判決理由はきわめて長文でしかも内容が錯綜しているため、筆者の責任において、趣旨を変えない程度に多少の修正を施したことをお断わりしておく。

(3) 本判決の判例評釈としては、de Boor, JZ 55, 747 がある。

四 「録音テープ事件」のその後の経過

一 前項で示した如く、「録音テープ事件」のBGH判決は、家庭内で聴くためのテープ録音が私的利用を目的とする著作物の複製であることを認めながらも、これが著作物のみならず無形的複製をも固定するものであり、しかも、このテープを再製作して営利の目的で販売することも可能であって、従来の私的利用のための複製に比し著作者の財産的利益を著しく侵害するものであるという理由で、かかる立法当時には予測されえなかった新たな利益の衝突は、精神的所有権法理にしたがい著作者の有利に解さなければならないとし、LUG一五条二項の適用を排除したものである。この判決によって、テープ・レコーダーの製作者たる被告は、音楽的著作物を録音するためにこの機器を利用する場合には原告の許諾を必要とする旨の文句を挿入することなしに、このテープ・レコーダーがあらゆる種類の演奏を録音・再生できると宣伝してはならないという不作為義務が課せられるにいたった。

二 ところが判決後この会社は、宣伝文の中から自社のテープ・

レコードからは音楽を録音することができるという趣旨の文句を削除した代りに、GEMAの許諾を要する旨の文句をも省いた。そこで両者間に第二の争いが生じた。BGH一九六〇年一月二二日判決は、[1]この事件について、テープ・レコーダーの製作会社がこの機器を宣伝する際には音楽著作物の録音にGEMAの許諾を要する旨の指示が明記されなければならないと判示し、宣伝文の内容をめぐる両者間の争いに終止符を打った。

三　かくして、この会社は宣伝文中にGEMAの許諾に関する事項を記載することになり、またこの会社のテープ・レコーダーを購入した者は、これを利用してGEMAに管理権のある音楽をテープ録音する場合に、許諾料をGEMAに支払わなければならないこととなったが、購入者が誰であるかを確認することがGEMAにはできなかったために、許諾を得ずになされたテープ録音に対する報酬請求権の行使がほとんど不可能に近く、実際には野放しの状態におかれた。

そこでGEMAは購入者を確認するため、テープ・レコーダーの製作会社に対して、会社はこの機器を誰に引渡したかをGEMAに通知すること、および会社は販売業者にこの機器を引渡す際誰にそれを売ったかをGEMAに通知すべく販売業者に義務づけるべきこと、を請求して第三の訴を提起した。第一審LGはGEMAのこの請求を棄却したので、GEMAは控訴する際に訴を変更し、購入者が身分証明書を提示し、かつ要件の定められた証書（Revers）[2]に記載した場合にのみ売渡しうることを販売業者に義務づけないかぎり、製作会社（被告）は販売業者にテープ・レコーダーを引渡してはならないことなどについて請求を追加した。

第二審のKGは次の理由でGEMAの請求を認容した。[3]①被告は、音楽著作物をラジオ放送またはレコードから録音し、再生することによって著作権侵害の危険性をつくりだすようなテープ・レコーダーを製作・交付することにより、原告に委託された排他的複製権を間接的に侵害するものであること、②テープ・レコーダーの販売の際における購入者の身分証明書の提示は非慣習的なものではなく、加うるに、購入者の大部分はGEMAの有する排他的複製権を直接に侵害しており、それ故に氏名の申告が彼らに要求されるのであって、身分証明書の提示は当然の義務といわなければならないこと、などである。

四　本件の上告審たるBGH一九六四年五月二九日判決は、原判決を覆えし、テープ・レコーダー製作会社の上告を認容した。[4]

これによって、一九五五年五月一八日の判決が認めたところの、私的利用のためのテープ・レコーダー利用者に対する報酬請求権の行使を真に実効力あるものとするために、GEMAの考案した購入者確認の方法は、ここに完全に否定されることとなった。このかぎりでは、この判決は実務上大きな意味をもつものといえよう。

BGHはまず次の諸点を確定した。①テープ・レコーダーの取得者は、音楽著作物を録音する際、たとえそれが私的利用のためのものであっても、著作者（レコード製作者等、隣接権を有する者を含む）の許諾を必要とすること、②テープ・レコーダー製作者は、音楽著作物の録音に適した機器を取引の対象とすることにより、著作権を危殆に陥れるのであるから、BGB一〇〇四条の類推適用による侵害者（Störer）として、著作権を侵害するようなテープ・レコーダーの使用を排除し、またはその可能性を妨げるために考えうるあらゆる保障手段を講じる義務があること、③テープ・レコーダーを引渡すことは、その取得者のなす著作権侵害の共同原因をなすものであり、したがって共同責任が帰せられること、などである。

だがこのように、テープ・レコーダー製作者および利用者の帰責事由を明らかにしたにも拘わらず、BGHは、販売業者から利用者への売買の際には、利用者に身分証明書の提示を要求するという義務を販売業者に課することなしに、製作者は販売業者にテープ・レコーダーを引渡してはならない、というGEMAの請求を拒否した。かかる請求はBGB二四二条に反するという理由によるものである。かつてRGは、特許権に関する同様の事件において、本判決とは逆に特許権者のかかる請求権を承認している。そこで両者の相違が問題となるが、この点についてBGHは、特許権に関する事件においては専ら利用者の営利的な側面だけが考慮されているのに対し、本件は利用者の私的領域が問題となっているものであり、したがって買主の氏名を挙げることは個人の私的領域に対する侵害となりうるものであるが故に、両者には本質的な相違があると判示している。このようにBGHは個人の私的領域をとくに保護する必要があるとの態度を示しているが、これは前出のBGH一九五五年五月一八日判決に矛盾するものではないであろう。このときの判決は、著作物利用者の私的領域と著作者の創作領域との間の利益衝突の際に、後者の優越を認めたものである。つまりこの事件では、私的利用者に対する著作者の報酬請求権の承認が問題になったケースであり、BGHはこの請求権行使の際の実効性如何を問うことなく、これを承認したものであ

る。これに対し本判決は、個人の私的領域の不可侵性に対して不法な侵害を加えるおそれのある請求権実現の手段が問題になったケースであり、請求権実現の手段としてはこれが唯一のものではなく、このほかにもいくつか考えられるものであるから、基本法上保障せられた住居の不可侵性がとくに問題とされざるをえない点を指摘したものである。したがって両判決の相互抵触は考えられない。(5)

五　以上のように、BGHは、著作者の報酬請求権行使を実効あるものとするための手段としてGEMAによって主張せられた買主の身分証明書提示による利用者確認の方法を否定したが、そのかわりに、目的達成のための合法的なひとつの方法を明らかにした。それは、著作者に対する報酬支払義務を、テープ・レコーダー製作者に課するという方法である。その根拠としてBGHは、製作者が買主による著作権侵害の関与者としての共同責任があること、および製作者が音楽著作物のテープ録音を可能にする機器を製作・販売することによって収益をあげており、たとえ製作者が報酬を著作者に支払うとしても、その支払分についてはレコード製造業者、出版者などと同様に、機器の販売価格に含めることによって買主の負担に転嫁できること、などをあげている。BGHの提示したかかる方法は、著作者の財産的利益を損うことなく、また他方において、利用者の私的領域を害することもなく実現せられるものであって、たしかに考慮に値するものといえよう。立法の審議の過程において、これがクローズ・アップされることとなったのも故なしとしない。この点については次に述べる。

(1) Schulze BGHZ Nr. 68.
(2) この証書には、テープ・レコーダーの機種、販売業者の氏名および住所、買主の氏名および住所、身分証明書の番号、購入の日付が記載されることになっていた。
(3) Schulze KGZ Nr. 33.
(4) SchulzeBGHZ Nr. 112.
(5) Vgl. Hubmann, Anmerkung über Schulze BGHZ Nr. 112.

五　立法過程

一　一九〇一年制定のLUGおよび一九〇七年制定のKUGを改訂しようという試みは戦前から種々企てられていたが、戦後は一九五四年連邦司法省が参事官草案を作成・公表したのを機に、著作権法改正の気運が再燃するにいたった。

ここでは、参事官草案以後に時期を限って、私的利用のための

音楽著作物のテープ録音という問題の処遇をめぐり立法審議がどのように展開されていったかを考察してみよう。

二　政府草案確定までの経過

(イ)　参事官草案（一九五四年）

この草案の作成当時、すでにテープ・レコーダーは一般にかなりの程度普及しており、音楽著作物をテープ録音することの是非はひとつの大きな法律問題に発展していた。そして学界、実務界の大勢は、すでに述べた如く、たとえ私的利用のためとはいえ著作者の許諾を必要とすべきだという意見をとっていた。ところが参事官草案は、

「何人も、私的利用のために（zum persönliche Gebrauch）著作物の複製を作り、または無償で他人をして作らせることができる。私的利用は職業的または営利的目的を含まない」（四七条一項）

と規定して、私的利用のためのテープ録音には著作者の許諾を要しないとの態度を明らかにした。その理由として次のように述べている。(1) 私的テープ録音によってレコードの売行きに影響が生ずるという危惧は根拠がない。テープ・レコーダーの売行きの増加によってレコードの売行きは減少するどころか、ここ数年の現象ではむしろ増大しているといえる。このことはテープ・レコーダーによってレコードが駆逐されているのではなく、テープ・レコーダーが音楽愛好者の層を拡大するために役立っていることを示すものである。またかりに私的テープ録音に著作者の許諾を要するとしても、その実効性に問題がある。すなわち、著作者の許諾を得ないで私的録音が行なわれているかどうかを確認するためには、テープ・レコーダー占有者の住居に立ち入って調べなければならないはずであるが、これは基本法一三条にいう住居不可侵の原則に抵触することになろう。参事官草案はおおむね以上の理由を挙げて上記の如く規定したものである。

(ロ)　連邦司法省草案（一九五九年）

参事官草案の規定は各方面から大きな抵抗に遭遇した。(2) とくに前掲のBGH一九五五年五月一八日の判決がこの草案と真向から対立する見解をとったことが抵抗の気運をいっそう盛りたてたということができる。連邦司法省草案はかかる傾向を受け容れて次のように規定を改めた。

「私的利用のために著作物の複製をつくることは許される。これは著作物公演の録画物または録音物への収録およびひとつの録画物または録音物から他の録画物または録音物への著作物の転写の場合には適用されない。ただし、無線放送された著作物を録画物または録音物に収録するときはこのかぎりでない。この場合の録画物または録音物は製作後一カ月以内に破棄することを要する。……」(五〇条一項)

このように草案は、私的利用のための複製には著作者の許諾を必要としないという原則をとったうえ、録画器または録音器による複製について例外を定めた。すなわち、テープ・レコーダー等による公演の録取およびレコードからのテープ録音などにおいては、それが私的利用を目的とする場合であっても著作者の許諾を要するとして、参事官草案とは結論を異にしたのである。このことから明らかなように、草案の規定は、BGH一九五五年五月一八日判決のとった見解、つまり、著作物の複製によって著作者に重大な経済上の不利益が生じうるような場合に、著作者はこれを禁止しうる可能性をもたなければならないという見解、にしたがったものである。ただ放送からの収録の場合は著作者に経済上の不利益を与えるおそれは少ないとの理由により、条件付でこれを除外したにすぎない。(3)

(ハ) 連邦政府草案(一九六二年)

連邦司法省草案は各界の意見をとり入れてさらに推敲を重ね、一九六二年に連邦政府草案として確定、国会の審議のために上程された。この草案において私的テープ録音の規定が再び変更されている。すなわち、五四条一項で私的利用のための複製を自由とする原則を採ったうえで、同条三項は次のように規定した。(4)

「著作物の上演または放送を録画物または録音物に録取する場合、および著作物をひとつの録画物または録音物から他の録画物へ転写する場合には、著作者に相当の報酬を支払わなければならない」(五四条三項)

連邦司法省草案の規定とこの規定との最も大きな相違は、前者では著作者が私的録音に対する禁止権(Verbotsrecht)を留保し、著作者の許諾を受けた者だけが私的利用のための録音をなしうるとしていたのに対し、後者では私的録音を自由として著作者の禁止権を認めず、ただ利用者に著作者に対する報酬支払義務を課し

た点にある。このように改めた理由について草案は次のように説明している。私的録音を禁止したところで、実際上その効果は期待できない。禁止権を実効力あるものとするためには、テープ・レコーダーの占有者は誰か、その占有者がはたして著作者の許諾を得ずに著作物の録音をしているか、を国民ひとりひとりについてその住居に立ち入って調べることができなければならない。だが、これは基本法一三条の住居不可侵の原則に抵触する。とすれば、禁止権の侵害者を知るためには、偶然の事由によるか、あるいは密告に頼る以外にはないこととなろう。これは立法政策的にみても不得策である。しかも、著作者自身、禁止権を徹底的に行使しようとするものではなく、報酬が支払われれば許諾を与えようとする意思と考えられるのであるから、相当額の報酬請求権を著作者に与えるというように規定すれば充分である。(5) 大要以上のように述べて左の規定を確定したものである。

三　国会における審議の経過(6)

(イ)　連邦参議院（Bundesrat）の態度決定

政府草案は一九六二年、基本法七六条二項により、態度決定を求めて連邦参議院に送付された。連邦参議院は討議の末、五四条三項に関しては、私的テープ録音によって著作者に経済上の損失が生ずることを認めなければならないとしても、録音は各個人の私的領域で行なわれるものであるが故に、損失を回避するために報酬請求権を認めてもまず実行不可能であるし、また債務者が任意に支払うことについて期待をもてないばかりか、債務者の代りにテープ・レコーダーの製作者が支払うという保障もないとの理由で、この条項を削除すべきであるとの態度決定をなした。(7)

(ロ)　連邦参議院の態度決定に対する連邦政府の見解

連邦参議院の態度決定を経た草案は再び連邦政府に送付され、連邦政府はこれに意見を付して連邦議会（Bundestag）に提出した。この意見書の中で連邦政府は、五四条三項削除に関する部分についてとくに理由を付することなく連邦参議院の態度決定に同意する旨述べている。(8)

(ハ)　連邦議会第一読会

連邦議会は、一九六三年一二月、著作権法改正に関する第一読会を開き、政府の提案理由説明の後、各党代表による意見の陳述を行なった。ここではデリンガー議員が五四条三項の規定について触れ、この規定を削除して私的利用のためのテープ録音を完全に自由にすることは、創作者の権利を強化しようという草案の基本的な姿勢に反するものであると、強調した点が注目される。(9) や

がて草案は連邦議会から法務委員会に付託され、実質的な審議の場はそこに移ることとなった。

(二)　法務委員会の報告書

付託を受けた法務委員会は、慎重審議の結果、一九六五年五月報告書を作成し、連邦議会に提出した。この報告書のうち、五四条三項に関する部分の要旨は次の通りである。①五四条三項の削除には同意する。ただし、削除しただけでは私的テープ録音はその他の私的利用のための複製と同様に、許諾も報酬支払も必要なく自由になしうることとなり、現在および将来におけるテープ・レコーダーの発達・普及を考えれば、結果的に著作者の複製権を空洞化することとなって妥当ではない。したがって著作者に報酬を与える方法を講ずるべきである。②報酬支払の方法としては、BGH一九六四年五月二九日判決の示した方法、すなわち、テープ・レコーダー製作者に著作者への報酬支払義務を賦課するという方法が実際的であり、正当と考える。よってこの方法を提案する。③テープ・レコーダーには会話の記録、発声練習、語学の勉強のためにだけ使用でき、音楽の録音には使用できないものもある。かかるテープ・レコーダーの製作者に報酬支払義務を賦課するのは妥当ではない。したがって、これは放送の録音または他の録音物からの写調に適したテープ・レコーダーの場合だけに限定すべきである。④また輸出用に作られた場合のように西独国内で使用されないテープ・レコーダーについても適用除外とすべきである。⑤報酬請求権は原則としてすべての著作者に与えられなければならない。だが、テープ・レコーダーの製作者がはかりしれないほど多くの著作者にいちいち報酬を支払うという煩をとることは避けなければならないから、請求権の行使は管理団体のみがなしうると規定すべきである。(10)

報告書は以上のように述べて五四条六項を新設すべきことを主張した。この条項の内容は、本稿の序に掲げた新著作権法第五三条五項と同一なので省略する。

(ホ)　新著作権法の成立

連邦議会は一九六五年五月二五日、法務委員会の報告を受け、それに対する質疑を行なった後、法務委員会の修正提案を含む連邦政府草案を満場一致で可決、(11)直ちに連邦参議院に送付した。連邦参議院は五四条六項の削除を要求するなどの若干の修正案を出して両院協議会の開催を求めた。(12)両院協議会は審議の結果、三箇所の修正を施したが、五四条六項については連邦参議院の削除提案を拒否した。(13)一九六五年七月二日連邦議会は両院協議

会の修正案を可決[14]、また同年七月九日連邦参議院もこれを可決[15]。ここに漸く新著作権法の成立をみるにいたった。その後、条文整理が行なわれ、五四条六項は五三条五項に改められている。

(1) Vgl. Bemerkungen, S. 53.
(2) 参事官草案に関する批判としては、Kleine, Zur Reform des Urheberrechts, JZ 54, 410 ff.; ders., Probleme der Urheberrechtsreform, JZ 55, 225 ff.; Ulmer, Deutsche und französische Urheberrechtsreform, JZ 55, 401 ff.; Hubmann, Urheberrecht, S. 144. などがある。
(3) Bemerkungen, S. 54.
(4) 連邦司法省草案に関する批評としては、von Gamm, Die Urheberrechtsreform, JZ 60, 15 ff.; Ulmer, Urheberrecht, S. 230.
(5) Begründung, Ufita 65, 287 f.
(6) 国会における審議の経過については、Ufita (Archiv für Urheber-Film-Funk-und Theaterrecht) の四五巻（一九六五年）および四六巻（一九六六年）に掲載された Dokumentation zur deutschen Urheberrechtsreform の各資料の中から、筆者が関係部分のみを適宜編集収録したものである。以下の引用は、四五巻については Ufita 65、また四六巻については Ufita 66 で示すこととする。
(7) Ufita 65, 338.
(8) Ufita 66, 144.
(9) Ufita 66, 162 f.
(10) Ufita 66, 187 ff.
(11) Ufita 66, 201 ff.
(12) Ufita 66, 233 ff.
(13) Ufita 66, 247.
(14) Ufita 66, 248.
(15) Ufita 66, 250.

六　残された問題

一　かくして私的利用のための音楽著作物のテープ録音に関する問題は、一方においてテープ・レコーダー占有者の自由利用を認めると同時に、他方において著作者にテープ・レコーダー製作者に対する報酬請求権を与えるという著作者と著作物利用者との間の利益衝突を巧みにかわす規定、五三条五項が新著作権法に新設されることよって解決せられた。だが、この規定も決して完全なものではなく、[1]いくつかの疑問点が指摘されている。

二　まず、この規定が違憲ではないかという疑問である。これは二つの点で問題となる。

(1) テープ・レコーダー製作者は著作権を直接侵害する者ではなく、したがって著作者に対する報酬支払義務は、本来この者に生じないはずである。それにも拘らずこの義務を課したことは、一種の公用徴収と解するか、あるいは消費税の賦課と解さなければ説明がつかない。だが、公用徴収の場合は基本法一四条三項により公共の福祉のために使用するのでなければならないし、また消費税の場合は基本法一〇八条一項により連邦財政官庁で管理されなければならない。ところが五三条五項の報酬請求権は私人たる著作者に帰属するものであり、その管理は著作者より管理権の委譲を受けた管理団体がするものであるから、五三条五項は基本法一四条三項または一〇八条一項に抵触の疑いがある。(2)

(2) 五三条五項の規定によれば、報酬請求権の行使は管理団体のみがなすことができるとしている。したがって、管理団体として承認を受けているGEMAと契約した著作者は、これと契約していない著作者に比し有利な地位におかれている。これは基本法三条一項の法の下の平等の原理に反するし、また報酬請求権の行使を著作者みずからなすことができず、管理団体によってのみなしうるとしたことは、職業従事の自由に関する基本法一二条に抵触する疑いが濃い。(3)

三　以上の違憲問題を度外視しても、なお解決されない問題が残る。それはテープ・レコーダーの買主のうち、私的利用のための音楽著作物のテープ録音をしない者に対しても、最終的には報酬支払の負担が課せられている点である。テープ・レコーダー製作者の報酬支払額は、この機器の販売価格の中にくみこまれて買主に転嫁されるから実質的な損害はないといってよいだろう。またこの機器の買主のうち音楽著作物の私的テープ録音を行なう者についても、販売価格の中にくみこまれた製作者の報酬支払額を著作物利用の対価として購入の際に支払ったものと解すれば、これを認めることもあるいはできるかもしれない（もっとも五三条一項が著作物の私的利用自由の原則をとっている以上、これにも問題はないとはいえない）。しかしながら買主のうち、音楽著作物のテープ録音をしない者に対して著作者報酬のくみこまれた販売価格でテープ・レコーダーを売ることは明らかに不当である。著作物の利用をしない者に著作者への報酬支払を強制することは許さるべきことではないからである。このような疑問に対して立法者は、音楽の私的録音に適したテープ・レコーダーの購入者の中で、占有期間中これを利用して放送やレコードから転写することの決してないと断言しうる者はまず存在しないだろうとの

解答を用意している。[4] だが、そう言い切ってよいものか甚だしく疑問である。テープ・レコーダーの普及による著作者の経済的利益の減少を防ごうとした立法者の努力は多としなければならないが、あまりにも技巧にすぎ、かえって問題の本質を見失っているとの批判を甘受しなければならないのではなかろうか。今後の検討の必要性が痛感される所以である。

(1) 両院協議会もこのことを認めている。Ufita 66, 250.
(2) Conradt, NJW 66, 918.
(3) Conradt, NJW 66, 918.
(4) Ufita, 66, 189.

Über die Tonbandaufnahme zum persönlichen Gebrauch

Masao HANDA
a. o. Prof. (Immaterialgüterrecht)
Universität Hokkai Gakuen

Das neue Urheberrechtsgesetz der Bundesrepublik Deutschland vom 9. September 1965 enthält in §53 Abs. 5 die folgende Regelung :

> „Ist nach der Art eines Werkes zu erwarten, dass es durch Aufnahme von Funksendungen auf Bild-oder Tonträger oder durch Übertragung von einem Bild-oder Tonträger auf einem anderen zum persönlichen Gebrauch vervielfältigt wird, so hat der Urheber des Werkes gegen den Hersteller von Geräten, die zur Vornahme solcher Vervielfältigungen geeignet sind, einen Anspruch auf Zahlung einer Vergütung für die durch die Veräusserung der Geräte geschaffene Möglichkeit, solch Vervierfältigungen vorzunehmen....."

In diesem Heft erforscht der Verfasser davon, wie diese Vorschrift gebildet ist.